

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 9 日

鳥取県立米子養護学校長 本間 隆之

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

鳥取県立米子養護学校通学バス（誠道コース）運行管理業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

（4）入札方法

ア 入札は、紙入札によるものとする。

イ この調達は単価契約によるものであり、入札書に当たっては、本件公告に示す業務の 1 便（片道）当たりの単価を入札金額として記載すること。なお、請求に当たっては、入札書に記載された金額に月ごとの実績運行回数を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が運送・旅客業の旅客運送に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。
ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（5）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を有していること。

（6）本業務を安全に運行するために、入札説明書別紙鳥取県立米子養護学校通学バス（誠道コース）運行管理業務仕様書の 6 のその他の条件を全て満たすことができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子養護学校

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒689-3543 鳥取県米子市蚊屋 343

鳥取県立米子養護学校 事務室

電話 0859-27-3411 ファクシミリ 0859-27-3420

電子メール yonagoyo-s@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和5年2月9日(木)から同月22日(水)までの間にインターネットの鳥取県立米子養護学校ホームページ(<http://www.torikyo.ed.jp/yonagoyo-s/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年2月9日(木)から同月22日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年3月10日(金) 午前10時10分 入札・即時開札

イ 場 所

鳥取県米子市蚊屋343

鳥取県立米子養護学校 応接室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和5年2月22日(水)午後5時までに4の(1)の場所に郵送又は持参により提出し、承認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) (2)の書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された(2)の書類は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1便(片道)当たりの単価に入札説明書別紙鳥取県立米子養護学校通学バス(誠道コース)運行管理業務仕様書の3に定める年間運行予定日数を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、1便（片道）当たりの単価について会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。